

白水学園 役員報酬規程

理事 6名  
監事 2名  
評議員 7名  
選定・解任委員 3名

上記の役員に対し年度末（3月31日）までに本人指定した口座に理事会・監査会・選定委員会・評議員会に参加回数×3000円を役員報酬として支払う。交通費は別途（2000円）支給する

評議員の報酬は定款第9条に定める上限は下記の通りとし、上限を超えた場合は年額1人15000円とする。理事・監事・選定委員も同様とする

評議員 年度総額（105000円）

理事・監事・選定委員 年度総額（165000円）

令和6年1月18日 評議員承認

この規定は令和5年4月1日から適用する